

静岡県告示第383号

物流業立地事業費補助金交付要綱（平成26年静岡県告示第584号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月19日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第3 補助の対象及び補助率（額）</p> <p>(1) 物流業立地事業に要する経費のうち、用地の取得に要する経費（用地の購入代金に限る。以下同じ。）及び従業員の新規雇用に要する経費に係る補助金</p> <p>ア <u>ふじのくにフロンティア推進区域</u>（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）内に用地の取得をした場合</p> <p>次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助額は、1億5,000万円又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して市町が交付する補助額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とする。</p> <p>（表略）</p> <p>イ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>様式第3号（その1） （略）</p> <p>用地取得者の事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）</p> <p>（略）</p> <p>9 <u>ふじのくにフロンティア推進区域</u>の状況（該当する場合のみ記載）</p> <p>(1) 工場を設置する<u>ふじのくにフロンティア推進区域</u></p> <p>(2) <u>ふじのくにフロンティア推進区域内</u>で実施する事業の内容</p>	<p>第3 補助の対象及び補助率（額）</p> <p>(1) 物流業立地事業に要する経費のうち、用地の取得に要する経費（用地の購入代金に限る。以下同じ。）及び従業員の新規雇用に要する経費に係る補助金</p> <p>ア <u>ふじのくにフロンティア推進区域等</u>（知事が別に定める区域をいう。以下同じ。）内に用地の取得をした場合</p> <p>次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助額は、1億5,000万円又は次の表の補助の対象の欄に掲げる経費に対して市町が交付する補助額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を限度とする。</p> <p>（表略）</p> <p>イ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>様式第3号（その1） （略）</p> <p>用地取得者の事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）</p> <p>（略）</p> <p>9 <u>ふじのくにフロンティア推進区域等</u>の状況（該当する場合のみ記載）</p> <p>(1) 工場を設置する<u>ふじのくにフロンティア推進区域等</u></p> <p>(2) <u>ふじのくにフロンティア推進区域等内</u>で実施する事業の内容</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この改正は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。